

我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究

ーインクルーシブ教育システム構築の評価指標(試案)の作成ー

(平成28年度～29年度)

【目的】

- 今後、インクルーシブ教育システム構築が一層本格化していく
 - 各地域や学校等でインクルーシブ教育システム構築に向けた取組が実施されている
 - その取り組みの成果や課題を可視化する指標が必要ではないか
- 5年間の研究の中で、この最初の2年間は、地域(教育委員会)、園・学校を対象としたインクルーシブ教育システム構築の**評価指標(試案)**を作成する。続く年度では、評価指標(試案)の検証を行い、同システム構築についての、次の展開や定着を展望した提言を行う。

【方法】

- 国内外の研究・法令等の精査: 当研究所の先行研究、障害者の権利に関する条約、障害者基本計画等
- 全国実態調査: 都道府県、市区町村、幼稚園・小・中・高等学校、特別支援学校に対する質問紙調査
- 海外調査: イギリス、イタリア、アメリカについて、施策や取組、評価指標に関する実地調査

【全国実態調査結果から】

インクルーシブ教育システム構築に向けた方針の策定・学校等の経営方針への同システムの理念の盛り込み

- ・都道府県・政令指定都市教育委員会では、約80%が方針を策定、市区町村教育委員会では77.7%が未策定
- ・経営方針への理念の盛り込みは幼稚園と小学校が約80%、中学校が約70%、高等学校は約40%

インクルーシブ教育システム構築に向けての課題

- ・各機関とも共通して、教員の専門性、スタッフの配置、教員の意識、校内の体制整備、保護者の理解、といった人的な課題を多く挙げていた。

評価指標(試案)に対する意見

- ・評価指標の在り方として、課題解決を図るための指標、学校の継続的な取組を把握し、変化がわかる指標、通常の学校がインクルーシブ教育について理解し展開できる評価指標といった意見

【海外調査結果から】

就学前から卒業後までの一貫した支援と機関連携

- ・教育、医療、保健、福祉の関係諸機関の連携の義務付け(イギリス)
- ・地域保健センターが中核となり、教育委員会、学校、社会福祉課等の連携により一貫した支援(イタリア)

Index for Inclusion (イギリスで開発された学校用の評価指標)に関するイギリスでの実際

- ・各地域で、地域にあわせて改変されて使用されていたが、評価の事項として「カリキュラム」、「資源」、「リーダーシップ」等は共通

インクルーシブ教育実施についての評価の取組

- ・教育委員会において、学校からの毎年のレポートの内容に基づいて人材派遣・配置を見直し(イタリア)
- ・IEP(個別教育計画)について、年1回は評価、さらに、学校や親の希望による、その進捗状況と計画に関する議論の場の設定(アメリカ)

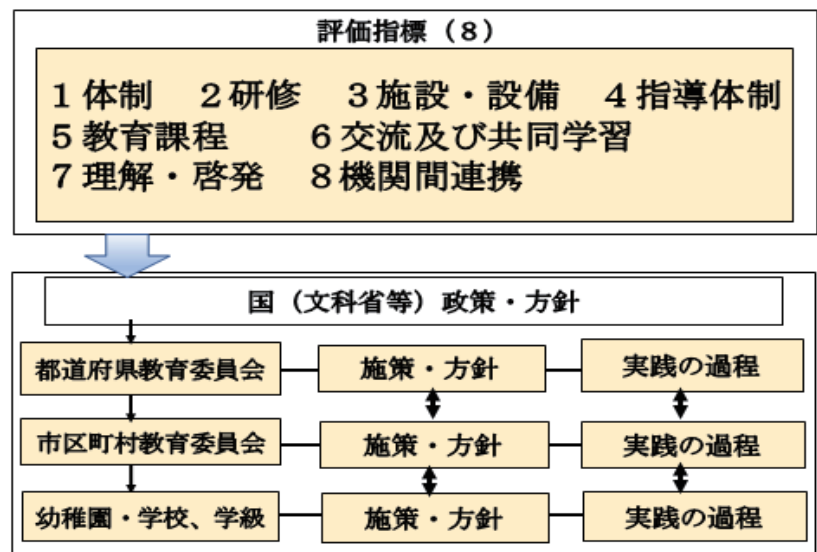
評価指標作成の視点

- 国内外の研究・法令等の精査の上、国の政策・方針を踏まえて作成
- 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、幼稚園・学校の3機関ごとに作成
- 8つの観点を設定し、施策・方針(目標)と実践の過程(具体的な方法・手立て)に分けて作成、
- 3機関の評価指標は、評価項目をそろえる等、その内容を関連付けて、3機関が連携して取り組むことを想定して作成

評価指標活用の視点

- 8つの評価指標は、相互に関連付けて評価・活用することが重要

評価指標(試案)の構造図



我が国におけるインクルーシブ教育システム

構築に関する総合的研究

—インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の作成—

（平成28年度～29年度）

【研究代表者】原田公人

【要旨】

我が国は、障害者の権利に関する条約を批准し、様々な法整備がなされている。各地域や学校現場においてインクルーシブ教育システム構築に向けた取組が進行しているが、その進捗状況、成果や課題等について、評価するための包括的な指標が示されていない。

本研究成果報告書は、5年間の研究のうちの最初の2年間の成果を示すものであるが、以上を踏まえて、この2年間においては、インクルーシブ教育システム及び特別支援教育に関する国内外の研究、法令等の精査、インクルーシブ教育システム構築についての全国調査、海外実地調査等を踏まえて、インクルーシブ教育システム評価指標（試案）を作成した。これは、インクルーシブ教育システム構築に向けての各地域及び学校現場の取組、その構築のための地域の体制づくり、学校の体制づくり等について指針を示すものである。なお、続く年度では、評価指標（試案）の検証を行い、同システム構築についての、次の展開や定着を展望した提言を行うこととしている。

【キーワード】

インクルーシブ教育システム、全国調査、海外調査、評価指標（試案）

【背景・目的】

我が国は、平成 19 年 9 月に国連総会において障害者の権利に関する条約に署名し、平成 26 年 1 月に批准した。平成 23 年 8 月には、この条約に対応するため、障害者基本法が改正され、教育分野で、可能な限り共に教育を受けられるよう教育の内容及び方法の改善・充実、交流及び共同学習の積極的推進などが規定された。更に、平成 24 年 7 月には、『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』（中央教育審議会初等中等教育分科会）として、就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、基礎的環境整備、多様な学びの場の整備などが示された。

平成 25 年 6 月には、差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務を定めた、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定された。同年 9 月には、就学制度が改正（学校教育法施行令改正）され、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することが示された。そして、平成 27 年 2 月には障害者差別解消法に基づく政府としての基本方針が策定され、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行された。

以上のように、障害児・者に関する法整備が進み、「インクルーシブ教育システム」が教育の重要課題となっており、現在、各地域や学校現場においてインクルーシブ教育システム構築に向けた取組がなされている。そして、各地域や学校現場における取組について、その成果や課題を評価するための指標が必要であるが、現段階において、我が国における評価指標が明確に示されていない。これらの状況を踏まえ、5 年間の研究（平成 28～32 年度）のうちの最初の 2 年間の研究において、国内外のインクルーシブ教育システム構築の状況、その評価の取組の状況についての調査に基づき、インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）を作成することを目的とした。続く年度では、評価指標（試案）の検証を行い、同システム構築についての、次の展開や定着を展望した提言を行うこととしている。

【方法】

< 1 年次（平成 28 年度） >

「インクルーシブ教育システム構築評価指標（試案）」作成に際する基本情報を得るため、国内外のインクルーシブ教育システム構築、及び評価に関連する文献レビュー、法令の精査を行い、次のように国内及び海外調査を行った。

1. 国内調査

全国都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象として、「インクルーシブ教育システム構築状況調査」を実施した（平成 28 年 11 月～12 月）。

2. 海外調査

・イギリス（イングランド）におけるインクルーシブ教育システム評価の状況に関する実地調査を実施した（平成 28 年 10 月～12 月）。

・イタリア（トレンティーノ・アルト・アディジェ州）におけるインクルーシブ教育システム評価の状況に関する実地調査を実施した（平成 29 年 1 月）。

＜2 年次（平成 29 年度）＞

1 年次の結果も踏まえ、次のように、「インクルーシブ教育システム構築評価指標（試案）」を作成した。

1. 国内調査報告書作成・発刊

平成 28 年度に実施した、国内調査「インクルーシブ教育システム構築状況調査」の結果について、報告書を作成し、発刊した（平成 29 年 12 月）。

2. 海外調査

アメリカ（イリノイ州）におけるインクルーシブ教育システム評価の状況に関する実地調査を実施した（平成 29 年 4 月）。

3. 評価指標（試案）

以上の国内調査、海外調査、文献レビューと法令の精査、及び研究協議会での協議を基に、「インクルーシブ教育システム構築評価指標（試案）」を作成した（平成 30 年 2 月）。

【結果と考察】

1. 文献レビュー

我が国におけるインクルーシブ教育システム構築の評価指標を作成する場合、評価指標を整理するための枠組みや大項目については、海外の研究も参考となる。また、Loreman et al (2014) の小項目や、Index for Inclusion (Booth and Ainscow, 2002, 2011) の評価の指針や質問項目の中にも、取り上げるべきものがある。また、Index for Inclusion では、評価用の質問紙として教職員用のものだけでなく、保護者用や子ども用のものも示されているが、保護者や子どもの視点による評価も重要な観点と言える。同様に、DREM (Disability Right in Education Model : 教育における障害者の権利に基づくモデル) (Peters et al, 2005) のように、障害のある児童生徒の権利という観点も重要である。

我が国で使用するための評価指標を実際に作成するにあたっては、国立特別支援教育総合研究所 (2015, 2016) で示されている、我が国のインクルーシブ教育システム構築に向けた地域や学校における体制づくりに関する観点や視点、事項が参考となる。

2. 国内調査

(1) 調査対象と調査項目

調査対象は、都道府県教育委員会・市区町村教育委員会及び、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で、計 4,308 機関を対象とした。調査項目は、教育委員会に対しては、方針、体制、早期支援システム、就学支援システム、(市町村及び) 学校への支援、研修、地域連携、インクルーシブ教育システム構築に向けての課題、評価指標についての意見、とした。また、幼稚園・学校に対しては、概要、理念、体制、研修、

個別の教育支援計画・指導計画、活動の環境、施設・設備、連携、保護者対応、インクルーシブ教育システム構築に向けての課題、評価指標についての意見、とした。

(2) 回答結果

2,375 (55.1%) の機関からの回答を得た。

(3) 結果

ここでは、上記の調査項目のうち、各機関共通の最後の2つの項目についての結果を取り上げる。

(3)-1. インクルーシブ教育システム構築に向けての課題と考えている事項

「インクルーシブ教育システム構築に向けての課題」と考えている事項について、28のキーワードから5つまで選択することを求めた。

その結果、各機関において上位に選択された項目としては、共通して、教員の専門性、スタッフの配置、教員の意識、校内の体制整備、保護者の理解、といった人的な課題が多く挙げられた。ただし、そのなかで、都道府県教育委員会においては、スタッフの配置、保護者の理解、について課題として挙げた割合は他機関と比較して低かった。個々の割合は以下の通りである。

1) 教員の専門性：県教委(70.5%)、市教委(49.4%)、幼(56.7%)、小(44.9%)、中(46.3%)、高(59.8%)、特別支援学校(51.9%)

2) スタッフの配置：市教委(43.6%)、幼(65.5%)、小(60.8%)、中(55.0%)、高(53.7%)、特別支援学校(24.7%)、【県教委(11.4%)】

3) 教員の意識：県教委(40.9%)、市教委(35.8%)、幼(24.6%)、小(34.3%)、中(39.6%)、高(44.9%)、特別支援学校(42.1%)

4) 校内の体制整備：県教委(29.59%)、市教委(32.9%)、幼(23.2%)、小(32.7%)、中(38.5%)、高(44.6%)、特別支援学校(39.9%)

5) 保護者の理解：市教委(35.4%)、幼(43.3%)、小(40.3%)、中(33.4%)、高(29.1%)、特別支援学校(19.3%)、【県教委(11.4%)】

(3)-2. インクルーシブ教育システム構築の評価指標についての意見

評価指標の作成や活用に関して、自由記述により意見を求めた。評価指標があることの利点として、客観的に現状の取組を見直し、今後の取組に活かすことができる、具体的な目標を立てやすくなる、各地域や学校の課題や課題解決の方法が明確になるといった意見が寄せられた。また、評価指標の活用に関して、課題解決を図るための指標、学校の継続的な取組を把握し、変化がわかる指標、通常の学校がインクルーシブ教育について理解し、展開できる評価指標、継続的に成果を評価できる指標といったイメージが出された。評価の項目や観点として、子供の成長、発達、本人と保護者の満足度といった事項も出された。

3. 海外調査

イギリスでは、Index for Inclusion について、それに基づきながらも、各地域で独

自の評価指標を作成し、使用していた。また、構成や様式は様々であるが、各指標で評価の「要素」や「基準」として設定されている項目で共通のものとしては、「理念」、「カリキュラム」、「資源（人材、予算を含む）」、「リーダーシップ」、「マネジメント」、「指導と学習」、「子どもの達成状況」、「保護者や地域等の参画、連携・協力」がみられる。

イタリアでは、地域保健センターが中核となり、就学前から就労まで、障害のある子どもの支援を行うとともに、同センター、教育委員会、学校、社会福祉課等の連携の下でインクルーシブ教育が進められている。また、教育委員会の事例として、個別支援計画の電子データ化による、関連機関間での情報共有促進の取組がなされていた。

アメリカでは、IDEA（障害者教育法：Individuals with Disabilities Education Act）に基づく IEP（個別教育計画：Individualized Education Program）の作成の実際と共に、この計画に基づいた指導における生徒の進捗状況を年1回は評価する場がある、さらに、学校や親の希望によって、随時、その進捗状況と計画について議論する場が設けられていた。これらの取組は、実践の結果を評価して取組を見直し、より適切な取組を進めるといふことの具体的な仕組みを示している。

4. 評価指標（試案）

以上のことを踏まえて、インクルーシブ教育システム評価に関する指標の作成を試みた。

その枠組みとしては、Kiriazopoulou & Weber（2009）を参考とした Loreman（2014）の枠組みに着目した。そこでは、インクルーシブ教育の進展を評価する枠組みとして、3要素（Inputs, Processes, Outcomes）、3レベル（Macro, Meso, Micro）が示されている。Inputsは「政策・方針、財源、リソース等」、Processesは「Inputsを基にした学校での実践や学級での実践等」、Outcomesは「児童生徒の教育への参加状況や学業の達成状況」である。また、Macroは「地方自治体や国のレベル」、Mesoは「学校及びその周辺地域のレベル」、Microは「学級や教員、児童生徒のレベル」である。

ところで、評価指標の作成に際しては、我が国と諸外国とでは、法制度（教育制度）や文化等の背景が異なることから、我が国の教育現場にこの枠組みをそのまま当てはめることは無理がある。そこで、Loreman（2014）の枠組みを参考にしつつ、我が国が、これまで取り組んできたインクルーシブ教育システムに関する法制度・通知を土台にして、枠組みを設定し、評価指標の項目を選定することにした。

評価指標（試案）においては、Inputsを「施策・方針」、Processesを「実践の過程」、Outcomesを「幼児児童生徒の教育活動の参加状況や達成状況」とした。ただし、Outcomesの「幼児児童生徒の教育活動の参加状況や達成状況」は、評価指標の本来の目的である「全ての取組は子どもに還元されるべきものである」ということから、取り除くこととした。

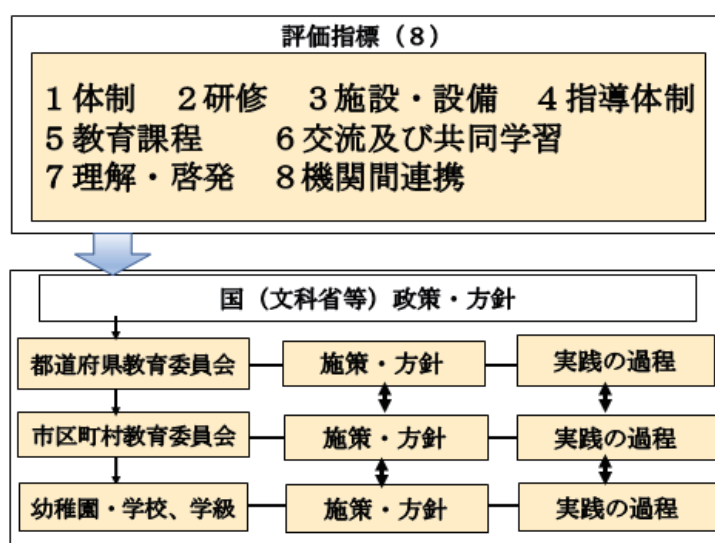
また、3つのレベルのうち、Macroは「国」、Mesoは「都道府県教育委員会」及び

「市区町村教育委員会」、Microは「幼稚園・学校・学級」とした。なお、「国」については、インクルーシブ教育システムを構築するための特別支援教育の施策・通知等は、今後、変化・改訂が予想されることから、評価指標の枠組みに入れないことが適切であると考え、別途示すこととした。

評価指標の使用においては、最終的には障害のある一人ひとりの子供に、結果が還元されることが重要である。そのため、評価指標には様々な観点が必要とされるが、関係各機関の協働を促すものであることも必要である。

本研究で作成した評価指標は、次の8つで構成した。即ち、体制（評価指標1）、研修（評価指標2）、施設・設備（評価指標3）、指導体制（評価指標4）、教育課程（評価指標5）、交流及び共同学習（評価指標6）、理解・啓発（評価指標7）、機関間連携（就学前・就学後）（評価指標8）の8つである。

なお、この8つを用いた評価の結果（output：成果、達成状況）として、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育に関する障害のある子供への教育活動の達成状況を評価する視点を挙げた。なお、各評価指標はそれぞれ単独で評価・活用するものではなく、相互に関連付けて評価・活用することが重要である。



【成果の活用】

本研究における成果として、「インクルーシブ教育システム構築評価指標（試案）」を作成した。各自治体、各地域や学校現場において、インクルーシブ教育システム構築の進捗状況、成果や課題等を把握し、次なる展開の方向性を考える基礎資料として活用されることが期待される。

また、成果に基づき、次のように学会発表、普及活動を行った。

- ・日本特殊教育学会にて国内・海外調査のポスター発表
- ・国内調査報告書、リーフレット作成
- ・研究所セミナーにおいて分科会発表
- ・国立特別支援教育総合研究所専門研修での講義